

町田市個人情報保護条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 (2 0 1 5 年) 8 月 2 7 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市個人情報保護条例の一部を改正する条例

第1条 町田市個人情報保護条例（平成元年3月町田市条例第5号）の一部を次のように改正する。

目次中「第15条」を「第15条の2」に改める。

第2条中第7号を第9号とし、第4号から第6号までを2号ずつ繰下げ、第3号の次に次の2号を加える。

（4）特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

（5）保有特定個人情報 保有個人情報に該当する特定個人情報をいう。

第13条の見出し中「、外部提供」を「及び外部提供」に改め、同条第1項中「保有個人情報」の次に「（保有特定個人情報を除く。次項において同じ。）」を加え、同条第2項中「実施機関は、前項の規定にかかわらず」を「前項の規定にかかわらず、実施機関は、保有個人情報について」に改め、同条の次に次の2条を加える。

（特定個人情報の目的外利用の制限）

第13条の2 実施機関は、収集した保有特定個人情報について、目的外利用を行ってはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、保有特定個人情報について、法令に特別の定めがある場合で、審議会に諮問し、その答申に基づき行うときは、目的外利用を行うことができる。

（特定個人情報の外部提供の制限）

第13条の3 実施機関は、収集した保有特定個人情報について、外部提供を行ってはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、保有特定個人情報について、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合で、審議会に諮問し、その答申に基づき行うときは、外部提供を行うことができる。

第14条の見出し中「、外部提供」を「及び外部提供」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「前条第2項」を「第13条第2項、第13条の2第2項又は前条第2項」に改め、同項第2号中「、外部提供先」を「又は外部提供をする先」に改め、同項第3号から第6号までの規定中「、外部提供」を「又は外部提供」に改める。

第15条の見出し中「、外部提供」を「及び外部提供」に改め、同条第1項中「実施機関は、前条第1項の規定にかかわらず」を「第13条第2項及び前条第1項の規定にかかわらず、実施機関は、保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）について」に改め、第4章中同条の次に次の1条を加える。

（特定個人情報の外部提供の登録の例外）

第15条の2 第13条の3第2項及び第14条第1項の規定にかかわらず、実施機関は、保有特定個人情報について、番号法第19条第13号に該当するときは、審議会の諮問、答申を経ることなく外部提供を行うことができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の外部提供について準用する。

第17条の見出し中「、結合」を「及び結合」に改め、同条第2項中「かかわらず、」の次に「法令に特別の定めがある場合又は」を加える。

第20条第2項中「規定による」の次に「当該本人の保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ。）に係る」を加え、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人は、本人に代わって第1項の規定による当該本人の保有特定個人情報に係る開示の請求をすることができる。

第21条第1項第7号中「前条第2項」の次に「若しくは第3項」を加え、「同条第3項」を「同条第4項」に改める。

第22条第2項中「第20条第2項」の次に「及び第3項」を加える。

第23条第1項を次のように改める。

市民は、自己に関する保有個人情報に次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、その保有個人情報の消去等を請求することができる。

- (1) 第6条から第9条までの規定に反して収集されているとき。
 - (2) 第10条第2項の規定に反して保有されているとき。
 - (3) 番号法第20条の規定に反して収集され、又は保管されているとき。
 - (4) 番号法第28条の規定に反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき。
- 第23条第2項中「第20条第2項」の次に「及び第3項」を加える。
- 第24条第1項を次のように改める。

市民は、自己に関する保有個人情報に次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、その目的外利用又は外部提供の中止（以下「利用等の中止」という。）を請求することができる。

- (1) 第13条から第15条の2までの規定によることなく目的外利用若しくは外部提供が行われているとき、又は行われるおそれがあるとき。
 - (2) 番号法第19条の規定に反して目的外利用又は外部提供が行われているとき。
- 第24条第2項中「第20条第2項」の次に「及び第3項」を加える。
- 第38条第1項に次のただし書を加える。

ただし、保有特定個人情報の開示については、この限りでない。

第2条 町田市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

目次中「第15条の2」を「第15条の3」に改める。

第15条の2第2項中「前条第2項」を「第15条第2項」に改め、第4章中同条を第15条の3とし、第15条の次に次の1条を加える。

（特定個人情報の目的外利用の登録の例外）

第15条の2 第13条の2第2項及び第14条第1項の規定にかかわらず、実施機関は、保有特定個人情報について、市民の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難

であるときは、審議会の諮問、答申を経ることなく目的外利用を行うことができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の目的外利用について準用する。

第24条第1項第1号中「第15条の2」を「第15条の3」に改める。

第3条 町田市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第2条中第9号を第10号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

第15条の2第1項中「保有特定個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。)」を加える。

第23条第1項中「関する保有個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。以下この項及び次条第1項において同じ。)」を加える。

第28条に次の1項を加える。

4 情報提供等記録について第1項の訂正の措置が採られた場合における前項の規定の適用については、同項中「目的外利用をしているもの又は外部提供を受けているもの」とあるのは、「総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）」とする。

附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条の規定 平成28年1月1日

(2) 第3条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日

町田市個人情報保護条例新旧対照表（第1条による改正）

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 目的外利用及び外部提供(第13条—<u>第15条の2</u>)</p> <p>第5章～第10章 略</p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</u></p> <p><u>(5) 保有特定個人情報 保有個人情報に該当する特定個人情報をいう。</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p><u>(8) 略</u></p> <p><u>(9) 略</u></p> <p>(目的外利用及び外部提供の制限)</p> <p>第13条 実施機関は、収集した保有個人情報（保有特定個人情報を除く。<u>次項において同じ。</u>）について、第7条第1項の規定により登録された業務の目的の範囲を超えての利用（以下「目的外利用」という。）及び市の機関以外のものへの提供（以下「外部提供」という。）を行ってはならない。</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、実施機関は、保有個人情報について、法令に特別の定めがある場合又は正当な職務執行に関連する場合で、審議会に諮問し、その答申に基づき行うときは、目的外利用又は外部提供を行うことができる。</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 目的外利用及び外部提供(第13条—<u>第15条</u>)</p> <p>第5章～第10章 略</p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 略</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p>(目的外利用、<u>外部提供</u>の制限)</p> <p>第13条 実施機関は、収集した保有個人情報について、第7条第1項の規定により登録された業務の目的の範囲を超えての利用（以下「目的外利用」という。）及び市の機関以外のものへの提供（以下「外部提供」という。）を行ってはならない。</p> <p>2 <u>実施機関は、前項の規定にかかわらず、法令に特別の定めがある場合又は正当な職務執行に関連する場合で、審議会に諮問し、その答申に基づき行うときは、目的外利用又は外部提供を行うことができる。</u></p>

町田市個人情報保護条例新旧対照表（第1条による改正）

改正後	改正前
<p><u>（特定個人情報の目的外利用の制限）</u></p> <p><u>第13条の2 実施機関は、収集した保有特定個人情報について、目的外利用を行ってはならない。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、保有特定個人情報について、法令に特別の定めがある場合で、審議会に諮問し、その答申に基づき行うときは、目的外利用を行うことができる。</u></p> <p><u>（特定個人情報の外部提供の制限）</u></p> <p><u>第13条の3 実施機関は、収集した保有特定個人情報について、外部提供を行ってはならない。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、保有特定個人情報について、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合で、審議会に諮問し、その答申に基づき行うときは、外部提供を行うことができる。</u></p> <p>（目的外利用及び外部提供の登録等）</p> <p>第14条 実施機関は、<u>第13条第2項、第13条の2第2項又は前条第2項</u>の規定により目的外利用又は外部提供を行うときは、その目的外利用又は外部提供について次に掲げる事項を審議会に諮問し、その答申に基づき個人情報登録簿に登録しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 目的外利用<u>又は外部提供</u>をする先</p> <p>(3) 目的外利用<u>又は外部提供</u>をする目的</p> <p>(4) 目的外利用<u>又は外部提供</u>をする保有個人情報の項目</p> <p>(5) 目的外利用<u>又は外部提供</u>をする方法</p> <p>(6) 目的外利用<u>又は外部提供</u>をする期間</p> <p>(7) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>（目的外利用<u>及び外部提供</u>の登録の例外）</p>	<p>（目的外利用、<u>外部提供</u>の登録等）</p> <p>第14条 実施機関は、<u>前条第2項</u>の規定により目的外利用又は外部提供を行うときは、その目的外利用又は外部提供について次に掲げる事項を審議会に諮問し、その答申に基づき個人情報登録簿に登録しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 目的外利用、<u>外部提供</u>先</p> <p>(3) 目的外利用、<u>外部提供</u>をする目的</p> <p>(4) 目的外利用、<u>外部提供</u>をする保有個人情報の項目</p> <p>(5) 目的外利用、<u>外部提供</u>をする方法</p> <p>(6) 目的外利用、<u>外部提供</u>をする期間</p> <p>(7) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>（目的外利用、<u>外部提供</u>の登録の例外）</p>

町田市個人情報保護条例新旧対照表（第1条による改正）

改正後	改正前
<p>第15条 <u>第13条第2項及び前条第1項の規定にかかわらず、実施機関は、保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）について、市民の生命、身体の安全又は財産の保護のため緊急やむを得ないと認められるときは、審議会の諮問、答申を経ることなく目的外利用又は外部提供を行うことができる。</u></p> <p>2・3 略</p> <p><u>（特定個人情報の外部提供の登録の例外）</u></p> <p>第15条の2 <u>第13条の3第2項及び第14条第1項の規定にかかわらず、実施機関は、保有特定個人情報について、番号法第19条第13号に該当するときは、審議会の諮問、答申を経ることなく外部提供を行うことができる。</u></p> <p><u>2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の外部提供について準用する。</u></p> <p><u>（コンピュータ処理等による外部提供及び結合の制限）</u></p> <p>第17条 略</p> <p>2 <u>実施機関は、前項の規定にかかわらず、法令に特別の定めがある場合又は正当な職務執行に関連する場合で、審議会の諮問し、その答申に基づき行うときは、市の機関以外のものへ提供し、又は市の機関以外のものと結合することができる。</u></p> <p><u>（開示の請求）</u></p> <p>第20条 略</p> <p>2 <u>未成年者又は成年被後見人の法定代理人その他本人が開示の請求をすることができないやむを得ない理由があるものとして規則で定める代理人は、本人に代わって前項の規定による当該本人の保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ。）に係る開示の請求をすることができる。この場合において、当該規則で定める代理人が開示の請求をすることができる保有個人</u></p>	<p>第15条 <u>実施機関は、前条第1項の規定にかかわらず、市民の生命、身体の安全又は財産の保護のため緊急やむを得ないと認められるときは、審議会の諮問、答申を経ることなく目的外利用又は外部提供を行うことができる。</u></p> <p>2・3 略</p> <p><u>（コンピュータ処理等による外部提供、結合の制限）</u></p> <p>第17条 略</p> <p>2 <u>実施機関は、前項の規定にかかわらず、正当な職務執行に関連する場合で、審議会に諮問し、その答申に基づき行うときは、市の機関以外のものへ提供し、又は市の機関以外のものと結合することができる。</u></p> <p><u>（開示の請求）</u></p> <p>第20条 略</p> <p>2 <u>未成年者又は成年被後見人の法定代理人その他本人が開示の請求をすることができないやむを得ない理由があるものとして規則で定める代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求をすることができる。この場合において、当該規則で定める代理人が開示の請求をすることができる保有個人情報の内容は、規則で定める。</u></p>

町田市個人情報保護条例新旧対照表（第1条による改正）

改正後	改正前
<p>情報の内容は、規則で定める。</p> <p><u>3 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人は、本人に代わって第1項の規定による当該本人の保有特定個人情報に係る開示の請求をすることができる。</u></p> <p><u>4 略</u></p> <p>（開示をしないことができる保有個人情報）</p> <p>第21条 実施機関は、保有個人情報に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が含まれているときは、開示の請求に応じないことができる。</p> <p>（1）～（6） 略</p> <p>（7） 前条第2項若しくは第3項に規定する代理人又は同条第4項に規定する者が保有個人情報の開示の請求をした場合において、当該保有個人情報の開示をすることが本人の利益に反すると認められるもの</p> <p>（8） 略</p> <p>2 略</p> <p>（訂正の請求）</p> <p>第22条 略</p> <p>2 第20条第2項及び第3項の規定は、訂正の請求について準用する。</p> <p>（消去等の請求）</p> <p>第23条 市民は、<u>自己に関する保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、その保有個人情報の消去等を請求することができる。</u></p> <p><u>（1） 第6条から第9条までの規定に反して収集されているとき。</u></p> <p><u>（2） 第10条第2項の規定に反して保有されているとき。</u></p>	<p><u>3 略</u></p> <p>（開示をしないことができる保有個人情報）</p> <p>第21条 実施機関は、保有個人情報に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が含まれているときは、開示の請求に応じないことができる。</p> <p>（1）～（6） 略</p> <p>（7） 前条第2項に規定する代理人又は同条第3項に規定する者が保有個人情報の開示の請求をした場合において、当該保有個人情報の開示をすることが本人の利益に反すると認められるもの</p> <p>（8） 略</p> <p>2 略</p> <p>（訂正の請求）</p> <p>第22条 略</p> <p>2 第20条第2項の規定は、訂正の請求について準用する。</p> <p>（消去等の請求）</p> <p>第23条 市民は、<u>第6条から第9条までの規定に反して自己に関する個人情報が収集されていると認めるとき、又は第10条第2項の規定に反して自己に関する保有個人情報が保有されていると認めるときは、実施機関に対し、その保有個人情報の消去等を請求することができる。</u></p>

町田市個人情報保護条例新旧対照表（第1条による改正）

改正後	改正前
<p><u>(3) 番号法第20条の規定に反して収集され、又は保管されているとき。</u></p> <p><u>(4) 番号法第28条の規定に反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき。</u></p> <p>2 第20条第2項及び第3項の規定は、消去等の請求について準用する。 (利用等の中止の請求)</p> <p>第24条 市民は、自己に関する保有個人情報<u>が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、その目的外利用又は外部提供の中止(以下「利用等の中止」という。)を請求することができる。</u></p> <p><u>(1) 第13条から第15条の2までの規定によることなく目的外利用若しくは外部提供が行われているとき、又は行われるおそれがあるとき。</u></p> <p><u>(2) 番号法第19条の規定に反して目的外利用又は外部提供が行われているとき。</u></p> <p>2 第20条第2項及び第3項の規定は、利用等の中止の請求について準用する。 (他の制度等との調整)</p> <p>第38条 この条例は、他の法令の規定により、保有個人情報の開示、訂正、消去等及び利用等の中止の<u>手続が定められている場合における当該保有個人情報の開示、訂正、消去等及び利用等の中止については、適用しない。ただし、保有特定個人情報の開示については、この限りでない。</u></p> <p>2 略</p>	<p>2 第20条第2項の規定は、消去等の請求について準用する。 (利用等の中止の請求)</p> <p>第24条 市民は、<u>第13条から第15条までの規定によることなく保有個人情報の目的外利用若しくは外部提供が行われていると認めるとき、又は行われるおそれがあると認めるときは、実施機関に対し、その目的外利用又は外部提供の中止(以下「利用等の中止」という。)を請求することができる。</u></p> <p>2 第20条第2項の規定は、利用等の中止の請求について準用する。 (他の制度等との調整)</p> <p>第38条 この条例は、他の法令の規定により、保有個人情報の開示、訂正、消去等及び利用等の中止の手続が定められている場合における当該保有個人情報の開示、訂正、消去等及び利用等の中止については、適用しない。</p> <p>2 略</p>

町田市個人情報保護条例新旧対照表（第2条による改正）

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 目的外利用及び外部提供(第13条—<u>第15条の3</u>)</p> <p>第5章～第10章 略</p> <p>附則</p> <p><u>(特定個人情報の目的外利用の登録の例外)</u></p> <p><u>第15条の2 第13条の2第2項及び第14条第1項の規定にかかわらず、実施機関は、保有特定個人情報について、市民の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、審議会の諮問、答申を経ることなく目的外利用を行うことができる。</u></p> <p><u>2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の目的外利用について準用する。</u></p> <p>(特定個人情報の外部提供の登録の例外)</p> <p><u>第15条の3 略</u></p> <p>2 <u>第15条第2項及び第3項の規定は、前項の外部提供について準用する。</u></p> <p>(利用等の中止の請求)</p> <p>第24条 市民は、自己に関する保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、その目的外利用又は外部提供の中止（以下「利用等の中止」という。）を請求することができる。</p> <p>(1) 第13条から<u>第15条の3</u>までの規定によることなく目的外利用若しくは外部提供が行われているとき、又は行われるおそれがあるとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 目的外利用及び外部提供(第13条—<u>第15条の2</u>)</p> <p>第5章～第10章 略</p> <p>附則</p> <p>(特定個人情報の外部提供の登録の例外)</p> <p><u>第15条の2 略</u></p> <p>2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の外部提供について準用する。</p> <p>(利用等の中止の請求)</p> <p>第24条 市民は、自己に関する保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、その目的外利用又は外部提供の中止（以下「利用等の中止」という。）を請求することができる。</p> <p>(1) 第13条から<u>第15条の2</u>までの規定によることなく目的外利用若しくは外部提供が行われているとき、又は行われるおそれがあるとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>

町田市個人情報保護条例新旧対照表（第3条による改正）

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p><u>(8) 略</u></p> <p><u>(9) 略</u></p> <p><u>(10) 略</u></p> <p>(特定個人情報の目的外利用の登録の例外)</p> <p>第15条の2 第13条の2第2項及び第14条第1項の規定にかかわらず、実施機関は、保有特定個人情報<u>(情報提供等記録を除く。)</u>について、市民の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、審議会の諮問、答申を経ることなく目的外利用を行うことができる。</p> <p>2 略</p> <p>(消去等の請求)</p> <p>第23条 市民は、自己に関する保有個人情報<u>(情報提供等記録を除く。以下この項及び次条第1項において同じ。)</u>が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、その保有個人情報の消去等を請求することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(決定後の措置)</p> <p>第28条 略</p> <p>2・3 略</p> <p><u>4 情報提供等記録について第1項の訂正の</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 略</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p><u>(8) 略</u></p> <p><u>(9) 略</u></p> <p>(特定個人情報の目的外利用の登録の例外)</p> <p>第15条の2 第13条の2第2項及び第14条第1項の規定にかかわらず、実施機関は、保有特定個人情報について、市民の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、審議会の諮問、答申を経ることなく目的外利用を行うことができる。</p> <p>2 略</p> <p>(消去等の請求)</p> <p>第23条 市民は、自己に関する保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、その保有個人情報の消去等を請求することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(決定後の措置)</p> <p>第28条 略</p> <p>2・3 略</p>

町田市個人情報保護条例新旧対照表（第3条による改正）

改正後	改正前
<p><u>措置が採られた場合における前項の規定の適用については、同項中「目的外利用をしているもの又は外部提供を受けているもの」とあるのは、「総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）」とする。</u></p>	